

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 (新旧対比表)

令和8年4月

水産庁漁港漁場整備部

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 新旧対比表

頁	行又は項目	現 行 (R7.4)	改 定	摘 要
2	第1編 第1章 総則 1-2 用語の定義	17)「担当技術者」とは、契約の履行に関し、管理技術者のもとで業務を担当する者であって受注者が定め、発注者に通知した者をいう。	17)「担当技術者」とは、契約の履行に関し、管理技術者のもとで業務を担当する者であって受注者が定め、 監督職員 に通知した者をいう。	表現の適正化
3	第1編 第1章 総則 1-2 用語の定義	35) なお、デジタル業務写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事・業務写真の小黑板情報電子化の推進について」（令和3年1月19日付け国港技第66号）に基づき、実施しなければならない。	35) なお、デジタル業務写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「 「デジタル工事・業務写真の小黑板情報電子化の推進について」の一部改訂について 」（令和8年3月10日付け国港技第119号）に基づき、実施しなければならない。	記載の修正
20	第2編 第1章 測量業務 第1節 1-1-7 協議・報告	記載なし	1-1-7 協議・報告 受注者は、特記仕様書の定めのある場合、 監督職員と協議又は報告 しなければならない。	記載の追加
20	第2編 第1章 測量業務 第1節 1-1-8 照査	1-1-7 照査	1-1-8 照査	改訂に伴う条項のズレの修正
23	第2編 第1章 測量業務 第2節 1-2-8 協議・報告	記載なし	1-2-8 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
23	第2編 第1章 測量業務 第2節 1-2-9 照査	1-2-8 照査	1-2-9 照査	改訂に伴う条項のズレの修正
24	第2編 第1章 測量業務 第3節 1-3-6 協議・報告	記載なし	1-3-6 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
24	第2編 第1章 測量業務 第3節 1-3-7 照査	1-3-6 照査	1-3-7 照査 照査は、第2編 1-1-8照査を適用する。	改訂に伴う条項のズレの修正
26	第2編 第2章 環境調査業務 第1節 2-1-7 協議・報告	記載なし	2-1-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 新旧対比表

頁	行又は項目	現 行 (R7.4)	改 定	摘 要																																																																																								
26	第2編 第2章 環境調査業務 第1節 状況調査 2-1-8 照査	2-1-7 照査	2-1-8 照査	改訂に伴う条項のズレの修正																																																																																								
27	第2編 第2章 環境調査業務 第2節 水質調査 2-2-5 分析 表2-2 水質試験方法	<p>表2-2 水質試験方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気 温</td> <td>JIS K 0102 7.1</td> </tr> <tr> <td>水 温</td> <td>JIS K 0102 7.2</td> </tr> <tr> <td>色 相</td> <td>JIS標準色票</td> </tr> <tr> <td>臭 気</td> <td>JIS K 0102 10.1</td> </tr> <tr> <td>塩 分</td> <td>海洋観測指針5.3</td> </tr> <tr> <td>透 明 度</td> <td>海洋観測指針 3.2</td> </tr> <tr> <td>濁 度</td> <td>JIS K 0101 9.2、9.3、9.4又は水中濁度計</td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度(pH)</td> <td>JIS K 0102 12.1又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素(DO)</td> <td>JIS K 0102 32又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量(BOD)</td> <td>JIS K 0102 21</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量(COD)</td> <td>JIS K 0102 17</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質(SS)</td> <td>環告第59号付表9</td> </tr> <tr> <td>大腸菌数</td> <td>環告第59号付表10</td> </tr> <tr> <td>全 窒 素</td> <td>JIS K 0102 45.2、45.3、45.4又は45.6 (45の備考3を除く。)</td> </tr> <tr> <td>全 り ん</td> <td>JIS K 0102 46.3 (46の備考9を除く。)</td> </tr> <tr> <td>n-ヘキサン 抽出物質</td> <td>環告第59号付表14又は環告第64号付表4</td> </tr> <tr> <td>亜 鉛</td> <td>JIS K 0102 53</td> </tr> <tr> <td>カドミウム</td> <td>JIS K 0102 55.2、55.3又は55.4</td> </tr> <tr> <td>全シアン</td> <td>JIS K 0102 38.1.2 (38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は環告第59号付表1</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>JIS K 0102 54</td> </tr> <tr> <td>六価クロム</td> <td>JIS K 0102 65.2 (65.2.2及び65.2.7を除く。)ただし、次の1から3までに掲げる場合は、それぞれ1から3による。 1 65.2.1による場合、原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 65.2.3、65.2.4又は65.2.5による場合 (65.の備考11のb)による場合に限る。)、試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 3 65.2.6により汽水又は海水を測定する場合、2に定めるところによるほか、JIS K 0170-7 7 a)又はb)に定める操作を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	気 温	JIS K 0102 7.1	水 温	JIS K 0102 7.2	色 相	JIS標準色票	臭 気	JIS K 0102 10.1	塩 分	海洋観測指針5.3	透 明 度	海洋観測指針 3.2	濁 度	JIS K 0101 9.2、9.3、9.4又は水中濁度計	水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102 12.1又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	溶存酸素(DO)	JIS K 0102 32又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	生物化学的酸素要求量(BOD)	JIS K 0102 21	化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102 17	浮遊物質(SS)	環告第59号付表9	大腸菌数	環告第59号付表10	全 窒 素	JIS K 0102 45.2、45.3、45.4又は45.6 (45の備考3を除く。)	全 り ん	JIS K 0102 46.3 (46の備考9を除く。)	n-ヘキサン 抽出物質	環告第59号付表14又は環告第64号付表4	亜 鉛	JIS K 0102 53	カドミウム	JIS K 0102 55.2、55.3又は55.4	全シアン	JIS K 0102 38.1.2 (38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は環告第59号付表1	鉛	JIS K 0102 54	六価クロム	JIS K 0102 65.2 (65.2.2及び65.2.7を除く。)ただし、次の1から3までに掲げる場合は、それぞれ1から3による。 1 65.2.1による場合、原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 65.2.3、65.2.4又は65.2.5による場合 (65.の備考11のb)による場合に限る。)、試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 3 65.2.6により汽水又は海水を測定する場合、2に定めるところによるほか、JIS K 0170-7 7 a)又はb)に定める操作を行うこと。	<p>表2-2 水質試験方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気 温</td> <td>JIS K 0102-1 6.2</td> </tr> <tr> <td>水 温</td> <td>JIS K 0102-1 6.3</td> </tr> <tr> <td>色 相</td> <td>JIS標準色票</td> </tr> <tr> <td>臭 気</td> <td>JIS K 0102-1 11.2</td> </tr> <tr> <td>塩 分</td> <td>海洋観測指針5.3</td> </tr> <tr> <td>透 明 度</td> <td>海洋観測指針 3.2</td> </tr> <tr> <td>濁 度</td> <td>JIS K 0102-1 9.3、9.4、9.5 又は水中濁度計</td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度(pH)</td> <td>JIS K 0102-1 12 又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素(DO)</td> <td>JIS K 0102-1 21又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量(BOD)</td> <td>JIS K 0102-1 18</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量(COD)</td> <td>JIS K 0102-1 17</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質(SS)</td> <td>環告第59号付表8</td> </tr> <tr> <td>大腸菌数</td> <td>JIS K 0102-5 5.6.2 (5.6.2.7は除く。)に定める方法 (ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0~5℃ (凍結させない) の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)</td> </tr> <tr> <td>全 窒 素</td> <td>JIS K 0102-2 17.3、17.4 又は17.5 (17.5.3.2を除く。)</td> </tr> <tr> <td>全 り ん</td> <td>JIS K 0102-2 18.4 (18.4.1.4 bを除く。)</td> </tr> <tr> <td>n-ヘキサン 抽出物質</td> <td>JIS K 0102-1 22.3、22.4 又は22.5</td> </tr> <tr> <td>亜 鉛</td> <td>JIS K 0102-3 12.2、12.3、12.4 及び12.5</td> </tr> <tr> <td>カドミウム</td> <td>JIS K 0102-3 14.3、14.4 又は14.5</td> </tr> <tr> <td>全シアン</td> <td>JIS K 0102-2 9.3.2 若しくは9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない) 又は環告第59号付表1</td> </tr> <tr> <td>鉛</td> <td>JIS K 0102-3 13.2、13.3、13.4 又は13.5</td> </tr> <tr> <td>六価クロム</td> <td>JIS K 0102-3 24.3 (24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法 (ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 24.3.4、24.3.5 又は24.3.6 に定める方法による場合 (24.3.3.4のb)による場合に限る。)、試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 2 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、規格K01 70 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	気 温	JIS K 0102-1 6.2	水 温	JIS K 0102-1 6.3	色 相	JIS標準色票	臭 気	JIS K 0102-1 11.2	塩 分	海洋観測指針5.3	透 明 度	海洋観測指針 3.2	濁 度	JIS K 0102-1 9.3、9.4、9.5 又は水中濁度計	水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102-1 12 又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	溶存酸素(DO)	JIS K 0102-1 21又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	生物化学的酸素要求量(BOD)	JIS K 0102-1 18	化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102-1 17	浮遊物質(SS)	環告第59号付表8	大腸菌数	JIS K 0102-5 5.6.2 (5.6.2.7は除く。)に定める方法 (ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0~5℃ (凍結させない) の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)	全 窒 素	JIS K 0102-2 17.3、17.4 又は17.5 (17.5.3.2を除く。)	全 り ん	JIS K 0102-2 18.4 (18.4.1.4 bを除く。)	n-ヘキサン 抽出物質	JIS K 0102-1 22.3、22.4 又は22.5	亜 鉛	JIS K 0102-3 12.2、12.3、12.4 及び12.5	カドミウム	JIS K 0102-3 14.3、14.4 又は14.5	全シアン	JIS K 0102-2 9.3.2 若しくは9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない) 又は環告第59号付表1	鉛	JIS K 0102-3 13.2、13.3、13.4 又は13.5	六価クロム	JIS K 0102-3 24.3 (24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法 (ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 24.3.4、24.3.5 又は24.3.6 に定める方法による場合 (24.3.3.4のb)による場合に限る。)、試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 2 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、規格K01 70 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	記載の修正
試験項目	試験方法																																																																																											
気 温	JIS K 0102 7.1																																																																																											
水 温	JIS K 0102 7.2																																																																																											
色 相	JIS標準色票																																																																																											
臭 気	JIS K 0102 10.1																																																																																											
塩 分	海洋観測指針5.3																																																																																											
透 明 度	海洋観測指針 3.2																																																																																											
濁 度	JIS K 0101 9.2、9.3、9.4又は水中濁度計																																																																																											
水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102 12.1又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法																																																																																											
溶存酸素(DO)	JIS K 0102 32又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法																																																																																											
生物化学的酸素要求量(BOD)	JIS K 0102 21																																																																																											
化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102 17																																																																																											
浮遊物質(SS)	環告第59号付表9																																																																																											
大腸菌数	環告第59号付表10																																																																																											
全 窒 素	JIS K 0102 45.2、45.3、45.4又は45.6 (45の備考3を除く。)																																																																																											
全 り ん	JIS K 0102 46.3 (46の備考9を除く。)																																																																																											
n-ヘキサン 抽出物質	環告第59号付表14又は環告第64号付表4																																																																																											
亜 鉛	JIS K 0102 53																																																																																											
カドミウム	JIS K 0102 55.2、55.3又は55.4																																																																																											
全シアン	JIS K 0102 38.1.2 (38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5又は環告第59号付表1																																																																																											
鉛	JIS K 0102 54																																																																																											
六価クロム	JIS K 0102 65.2 (65.2.2及び65.2.7を除く。)ただし、次の1から3までに掲げる場合は、それぞれ1から3による。 1 65.2.1による場合、原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 65.2.3、65.2.4又は65.2.5による場合 (65.の備考11のb)による場合に限る。)、試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 3 65.2.6により汽水又は海水を測定する場合、2に定めるところによるほか、JIS K 0170-7 7 a)又はb)に定める操作を行うこと。																																																																																											
試験項目	試験方法																																																																																											
気 温	JIS K 0102-1 6.2																																																																																											
水 温	JIS K 0102-1 6.3																																																																																											
色 相	JIS標準色票																																																																																											
臭 気	JIS K 0102-1 11.2																																																																																											
塩 分	海洋観測指針5.3																																																																																											
透 明 度	海洋観測指針 3.2																																																																																											
濁 度	JIS K 0102-1 9.3、9.4、9.5 又は水中濁度計																																																																																											
水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102-1 12 又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法																																																																																											
溶存酸素(DO)	JIS K 0102-1 21又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法																																																																																											
生物化学的酸素要求量(BOD)	JIS K 0102-1 18																																																																																											
化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102-1 17																																																																																											
浮遊物質(SS)	環告第59号付表8																																																																																											
大腸菌数	JIS K 0102-5 5.6.2 (5.6.2.7は除く。)に定める方法 (ただし、試料採取後直ちに試験ができないときは、0~5℃ (凍結させない) の暗所に保存し、9時間以内に試験することが望ましく、12時間以内に試験する。)																																																																																											
全 窒 素	JIS K 0102-2 17.3、17.4 又は17.5 (17.5.3.2を除く。)																																																																																											
全 り ん	JIS K 0102-2 18.4 (18.4.1.4 bを除く。)																																																																																											
n-ヘキサン 抽出物質	JIS K 0102-1 22.3、22.4 又は22.5																																																																																											
亜 鉛	JIS K 0102-3 12.2、12.3、12.4 及び12.5																																																																																											
カドミウム	JIS K 0102-3 14.3、14.4 又は14.5																																																																																											
全シアン	JIS K 0102-2 9.3.2 若しくは9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない) 又は環告第59号付表1																																																																																											
鉛	JIS K 0102-3 13.2、13.3、13.4 又は13.5																																																																																											
六価クロム	JIS K 0102-3 24.3 (24.3.3及び24.3.7を除く。)に定める方法 (ただし、次の1及び2に掲げる場合にあつては、それぞれ1及び2に定めるところによる。) 1 24.3.4、24.3.5 又は24.3.6 に定める方法による場合 (24.3.3.4のb)による場合に限る。)、試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 2 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合1に定めるところによるほか、規格K01 70 7のa)又はb)に定める操作を行うこと。																																																																																											

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 新旧対比表

頁	行又は項目	現 行 (R7.4)	改 定	摘 要																																																																																																																			
28	第2編 第2章 第2節 2-2-5 表2-2 環境調査業務 水質調査 分析 水質試験方法	表2-2 水質試験方法	表2-2 水質試験方法	記載の修正																																																																																																																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>試 験 項 目</th> <th>試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砒 素</td> <td>JIS K 0102 61.2、61.3又は61.4</td> </tr> <tr> <td>総 水 銀</td> <td>環告第59号付表2</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀</td> <td>環告第59号付表3</td> </tr> <tr> <td>ポリ塩化ビフェニール(PCB)</td> <td>環告第59号付表4</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>健康 1,2-ジクロロエタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>健康 シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>環告第59号付表5</td> </tr> <tr> <td>項目 シマジン</td> <td>環告第59号付表6の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td>環告第59号付表6の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>セ レ ン</td> <td>JIS K 0102 67.2、67.3又は67.4</td> </tr> <tr> <td>目 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td> <td>JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6(硝酸性) JIS K 0102 43.1(亜硝酸性)</td> </tr> <tr> <td>等 フ ッ 素</td> <td>JIS K 0102 34.1 (34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合は、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K 0170-6 図2 注記 アルミニウム溶液のラインを追加する。)又は34.1.1 c) (注(2)第三文及び34の備考1を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合は、これを省略することができる。)及び環告第59号付表7</td> </tr> <tr> <td>ホ ウ 素</td> <td>JIS K 0102 47.1、47.3又は47.4</td> </tr> <tr> <td>特 1,4-ジオキサン</td> <td>環告第59号付表8</td> </tr> <tr> <td>フェノール類</td> <td>JIS K 0102 28.1 (28の備考2及び備考3並びに28.1.3のただし書以降を除く。)</td> </tr> <tr> <td>殊 銅</td> <td>JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5</td> </tr> <tr> <td>鉄 (溶解性)</td> <td>JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4</td> </tr> <tr> <td>項 マンガン (溶解性)</td> <td>JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5</td> </tr> <tr> <td>ク ロ ム</td> <td>JIS K 0102 65.1</td> </tr> <tr> <td>目 有機燐化合物</td> <td>環告第64号付表1又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNはJIS K 0102 31.1(ガスクロマトグラフ法を除く。)、メチルジメトンは環告第64号付表2</td> </tr> </tbody> </table>	試 験 項 目		試 験 方 法	砒 素	JIS K 0102 61.2、61.3又は61.4	総 水 銀	環告第59号付表2	アルキル水銀	環告第59号付表3	ポリ塩化ビフェニール(PCB)	環告第59号付表4	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	健康 1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	健康 シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	チウラム	環告第59号付表5	項目 シマジン	環告第59号付表6の第1又は第2	チオベンカルブ	環告第59号付表6の第1又は第2	ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	セ レ ン	JIS K 0102 67.2、67.3又は67.4	目 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6(硝酸性) JIS K 0102 43.1(亜硝酸性)	等 フ ッ 素	JIS K 0102 34.1 (34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合は、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K 0170-6 図2 注記 アルミニウム溶液のラインを追加する。)又は34.1.1 c) (注(2)第三文及び34の備考1を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合は、これを省略することができる。)及び環告第59号付表7	ホ ウ 素	JIS K 0102 47.1、47.3又は47.4	特 1,4-ジオキサン	環告第59号付表8	フェノール類	JIS K 0102 28.1 (28の備考2及び備考3並びに28.1.3のただし書以降を除く。)	殊 銅	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5	鉄 (溶解性)	JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4	項 マンガン (溶解性)	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5	ク ロ ム	JIS K 0102 65.1	目 有機燐化合物	環告第64号付表1又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNはJIS K 0102 31.1(ガスクロマトグラフ法を除く。)、メチルジメトンは環告第64号付表2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>試 験 項 目</th> <th>試 験 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>砒 素</td> <td>JIS K 0102-3 20.3、20.4 又は20.5</td> </tr> <tr> <td>総 水 銀</td> <td>環告第59号付表2</td> </tr> <tr> <td>アルキル水銀</td> <td>環告第59号付表3</td> </tr> <tr> <td>ポリ塩化ビフェニール(PCB)</td> <td>環告第59号付表4</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>健康 四塩化炭素</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>健康 シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5</td> </tr> <tr> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>環告第59号付表5</td> </tr> <tr> <td>項目 シマジン</td> <td>環告第59号付表6の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td>環告第59号付表6の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>セ レ ン</td> <td>JIS K 0102-3 26.2、26.3 又は26.4</td> </tr> <tr> <td>目 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td> <td>JIS K 0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は15.8(硝酸性) JIS K 0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 (亜硝酸性)</td> </tr> <tr> <td>等 フ ッ 素</td> <td>JIS K 0102-2 5.2 及び5.3、5.2 及び5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸 10ml、りん酸60ml 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものを用い、JIS K 0170-6 図2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は5.2 (蒸留操作を行う場合には、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合は、蒸留操作を省略することができる。) 及び5.5 に定める方法</td> </tr> <tr> <td>ホ ウ 素</td> <td>JIS K 0102-3 5.2、5.5 又は5.6</td> </tr> <tr> <td>特 1,4-ジオキサン</td> <td>環告第59号付表7</td> </tr> <tr> <td>フェノール類</td> <td>JIS K 0102-4 5.2.3 (ただし、蒸留操作を行うときは、5.2.2.3 に規定する方法を除く。)又は5.2.4 (ただし、試験操作を行うときは、JIS K 0170-5 のうち6.3.2、6.3.3 又は6.3.4 に規定する方法に限る。)に定める方法</td> </tr> <tr> <td>殊 銅</td> <td>JIS K 0102-3 11.3、11.4、11.5 又は11.6</td> </tr> <tr> <td>鉄 (溶解性)</td> <td>JIS K 0102-3 16.3、16.4 若しくは16.5 又は環告64 号付表2</td> </tr> <tr> <td>項 マンガン (溶解性)</td> <td>JIS K 0102-3 15.2、15.3、15.4 又は15.5</td> </tr> <tr> <td>目 ク ロ ム</td> <td>JIS K 0102-3 24.2</td> </tr> </tbody> </table>	試 験 項 目	試 験 方 法	砒 素	JIS K 0102-3 20.3、20.4 又は20.5	総 水 銀	環告第59号付表2	アルキル水銀	環告第59号付表3	ポリ塩化ビフェニール(PCB)	環告第59号付表4	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	健康 四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	健康 シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	チウラム	環告第59号付表5	項目 シマジン	環告第59号付表6の第1又は第2	チオベンカルブ	環告第59号付表6の第1又は第2	ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	セ レ ン	JIS K 0102-3 26.2、26.3 又は26.4	目 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は15.8(硝酸性) JIS K 0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 (亜硝酸性)	等 フ ッ 素	JIS K 0102-2 5.2 及び5.3、5.2 及び5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸 10ml、りん酸60ml 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものを用い、JIS K 0170-6 図2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は5.2 (蒸留操作を行う場合には、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合は、蒸留操作を省略することができる。) 及び5.5 に定める方法	ホ ウ 素	JIS K 0102-3 5.2、5.5 又は5.6	特 1,4-ジオキサン	環告第59号付表7	フェノール類	JIS K 0102-4 5.2.3 (ただし、蒸留操作を行うときは、5.2.2.3 に規定する方法を除く。)又は5.2.4 (ただし、試験操作を行うときは、JIS K 0170-5 のうち6.3.2、6.3.3 又は6.3.4 に規定する方法に限る。)に定める方法	殊 銅	JIS K 0102-3 11.3、11.4、11.5 又は11.6	鉄 (溶解性)	JIS K 0102-3 16.3、16.4 若しくは16.5 又は環告64 号付表2	項 マンガン (溶解性)
試 験 項 目	試 験 方 法																																																																																																																						
砒 素	JIS K 0102 61.2、61.3又は61.4																																																																																																																						
総 水 銀	環告第59号付表2																																																																																																																						
アルキル水銀	環告第59号付表3																																																																																																																						
ポリ塩化ビフェニール(PCB)	環告第59号付表4																																																																																																																						
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																						
四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																						
健康 1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2																																																																																																																						
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																						
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																						
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																						
健康 シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																						
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																						
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																						
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1																																																																																																																						
チウラム	環告第59号付表5																																																																																																																						
項目 シマジン	環告第59号付表6の第1又は第2																																																																																																																						
チオベンカルブ	環告第59号付表6の第1又は第2																																																																																																																						
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																						
セ レ ン	JIS K 0102 67.2、67.3又は67.4																																																																																																																						
目 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6(硝酸性) JIS K 0102 43.1(亜硝酸性)																																																																																																																						
等 フ ッ 素	JIS K 0102 34.1 (34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合は、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K 0170-6 図2 注記 アルミニウム溶液のラインを追加する。)又は34.1.1 c) (注(2)第三文及び34の備考1を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合は、これを省略することができる。)及び環告第59号付表7																																																																																																																						
ホ ウ 素	JIS K 0102 47.1、47.3又は47.4																																																																																																																						
特 1,4-ジオキサン	環告第59号付表8																																																																																																																						
フェノール類	JIS K 0102 28.1 (28の備考2及び備考3並びに28.1.3のただし書以降を除く。)																																																																																																																						
殊 銅	JIS K 0102 52.2、52.3、52.4又は52.5																																																																																																																						
鉄 (溶解性)	JIS K 0102 57.2、57.3又は57.4																																																																																																																						
項 マンガン (溶解性)	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5																																																																																																																						
ク ロ ム	JIS K 0102 65.1																																																																																																																						
目 有機燐化合物	環告第64号付表1又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNはJIS K 0102 31.1(ガスクロマトグラフ法を除く。)、メチルジメトンは環告第64号付表2																																																																																																																						
試 験 項 目	試 験 方 法																																																																																																																						
砒 素	JIS K 0102-3 20.3、20.4 又は20.5																																																																																																																						
総 水 銀	環告第59号付表2																																																																																																																						
アルキル水銀	環告第59号付表3																																																																																																																						
ポリ塩化ビフェニール(PCB)	環告第59号付表4																																																																																																																						
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																						
健康 四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																						
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2																																																																																																																						
トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																						
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																						
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																						
健康 シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																						
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																						
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5																																																																																																																						
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1																																																																																																																						
チウラム	環告第59号付表5																																																																																																																						
項目 シマジン	環告第59号付表6の第1又は第2																																																																																																																						
チオベンカルブ	環告第59号付表6の第1又は第2																																																																																																																						
ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																																						
セ レ ン	JIS K 0102-3 26.2、26.3 又は26.4																																																																																																																						
目 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は15.8(硝酸性) JIS K 0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 (亜硝酸性)																																																																																																																						
等 フ ッ 素	JIS K 0102-2 5.2 及び5.3、5.2 及び5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸 10ml、りん酸60ml 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものを用い、JIS K 0170-6 図2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は5.2 (蒸留操作を行う場合には、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合は、蒸留操作を省略することができる。) 及び5.5 に定める方法																																																																																																																						
ホ ウ 素	JIS K 0102-3 5.2、5.5 又は5.6																																																																																																																						
特 1,4-ジオキサン	環告第59号付表7																																																																																																																						
フェノール類	JIS K 0102-4 5.2.3 (ただし、蒸留操作を行うときは、5.2.2.3 に規定する方法を除く。)又は5.2.4 (ただし、試験操作を行うときは、JIS K 0170-5 のうち6.3.2、6.3.3 又は6.3.4 に規定する方法に限る。)に定める方法																																																																																																																						
殊 銅	JIS K 0102-3 11.3、11.4、11.5 又は11.6																																																																																																																						
鉄 (溶解性)	JIS K 0102-3 16.3、16.4 若しくは16.5 又は環告64 号付表2																																																																																																																						
項 マンガン (溶解性)	JIS K 0102-3 15.2、15.3、15.4 又は15.5																																																																																																																						
目 ク ロ ム	JIS K 0102-3 24.2																																																																																																																						

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 新旧対比表

頁	行又は項目	現 行 (R7.4)	改 定	摘 要																																																																																																		
29	第2編 第2章 第2節 2-2-5 表2-2 環境調査業務 水質調査 分析 水質試験方法	<p style="text-align: center;">表2-2 水質試験方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊項目 アンモニア性窒素</td> <td>JIS K 0102 42.2、42.3、42.5、42.6又は42.7 (ただし、42.2、42.6又は42.7により測定する場合において、42.1 e)の蒸留操作を行うときは、42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。)により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法。</td> </tr> <tr> <td>要 クロロホルム</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>トランス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロプロパン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>p-ジクロロベンゼン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>イソキサチオン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>ダイアジノン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>フェントロチオン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>イソプロチオラン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>オキシ銅</td> <td>環水規第121号付表2</td> </tr> <tr> <td>監視 クロタロニル</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>プロピザミド</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>E P N</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>ジクロロボス</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>フェノブカルブ</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>イプロベンホス</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>クロルニトロフェン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>フタル酸ジエチルヘキシル</td> <td>環水規第121号付表3の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>ニッケル</td> <td>JIS K 0102 59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5</td> </tr> <tr> <td>モリブデン</td> <td>JIS K 0102 68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5</td> </tr> <tr> <td>アンチモン</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表5の第1、第2又は第3</td> </tr> <tr> <td>塩化ビニルモノマー</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1</td> </tr> <tr> <td>エピクロヒドリン</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	特殊項目 アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.2、42.3、42.5、42.6又は42.7 (ただし、42.2、42.6又は42.7により測定する場合において、42.1 e)の蒸留操作を行うときは、42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。)により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法。	要 クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2	ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2	フェントロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2	イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2	オキシ銅	環水規第121号付表2	監視 クロタロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2	プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2	E P N	環水規第121号付表1の第1又は第2	ジクロロボス	環水規第121号付表1の第1又は第2	フェノブカルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2	イプロベンホス	環水規第121号付表1の第1又は第2	クロルニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2	トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3の第1又は第2	ニッケル	JIS K 0102 59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5	モリブデン	JIS K 0102 68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5	アンチモン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表5の第1、第2又は第3	塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1	エピクロヒドリン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2	<p style="text-align: center;">表2-2 水質試験方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特殊項目 有機燐化合物</td> <td>JIS K 0102-4 7.2.1 及び7.2.3 に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつてはJIS K 0102-4 7.2.1、7.2.2.2 及び7.2.5 又は7.2.1 及び7.2.6に定める方法 (ただし、7.2.6 に定める方法により測定する場合において、7.2.2 のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2 に定める操作とする。)</td> </tr> <tr> <td>アンモニア性窒素</td> <td>JIS K 0102-2 13.3、13.4、13.5、13.6 又は13.7 (ただし、13.4、13.5 又は13.6 により測定する場合において、蒸留操作を行うときは、13.2.2 又は13.2.4 に規定する方法とする) により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766 を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法。</td> </tr> <tr> <td>要 クロロホルム</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>トランス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロプロパン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>p-ジクロロベンゼン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1</td> </tr> <tr> <td>イソキサチオン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>ダイアジノン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>フェントロチオン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>イソプロチオラン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>オキシ銅</td> <td>環水規第121号付表2</td> </tr> <tr> <td>監視 クロタロニル</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>プロピザミド</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>E P N</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>ジクロロボス</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>フェノブカルブ</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>イプロベンホス</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>クロルニトロフェン</td> <td>環水規第121号付表1の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>トルエン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2</td> </tr> <tr> <td>フタル酸ジエチルヘキシル</td> <td>環水規第121号付表3の第1又は第2</td> </tr> <tr> <td>ニッケル</td> <td>JIS K 0102-3 18.4、18.5 又は4.5.3 に定める方法 (ただし、測定波長232.0nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸バリジウム (II) 溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	試験方法	特殊項目 有機燐化合物	JIS K 0102-4 7.2.1 及び7.2.3 に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつてはJIS K 0102-4 7.2.1、7.2.2.2 及び7.2.5 又は7.2.1 及び7.2.6に定める方法 (ただし、7.2.6 に定める方法により測定する場合において、7.2.2 のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2 に定める操作とする。)	アンモニア性窒素	JIS K 0102-2 13.3、13.4、13.5、13.6 又は13.7 (ただし、13.4、13.5 又は13.6 により測定する場合において、蒸留操作を行うときは、13.2.2 又は13.2.4 に規定する方法とする) により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766 を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法。	要 クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2	ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2	フェントロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2	イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2	オキシ銅	環水規第121号付表2	監視 クロタロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2	プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2	E P N	環水規第121号付表1の第1又は第2	ジクロロボス	環水規第121号付表1の第1又は第2	フェノブカルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2	イプロベンホス	環水規第121号付表1の第1又は第2	クロルニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2	トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3の第1又は第2	ニッケル	JIS K 0102-3 18.4、18.5 又は4.5.3 に定める方法 (ただし、測定波長232.0nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸バリジウム (II) 溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)	記載の修正
		試験項目	試験方法																																																																																																			
特殊項目 アンモニア性窒素	JIS K 0102 42.2、42.3、42.5、42.6又は42.7 (ただし、42.2、42.6又は42.7により測定する場合において、42.1 e)の蒸留操作を行うときは、42の備考2及び備考3に規定する方法を除く。)により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法。																																																																																																					
要 クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1																																																																																																					
トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1																																																																																																					
1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1																																																																																																					
p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1																																																																																																					
イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
フェントロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
オキシ銅	環水規第121号付表2																																																																																																					
監視 クロタロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
E P N	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
ジクロロボス	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
フェノブカルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
イプロベンホス	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
クロルニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																					
キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																					
フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3の第1又は第2																																																																																																					
ニッケル	JIS K 0102 59.3又は環水規第121号付表4若しくは付表5																																																																																																					
モリブデン	JIS K 0102 68.2又は環水規第121号付表4若しくは付表5																																																																																																					
アンチモン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表5の第1、第2又は第3																																																																																																					
塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1																																																																																																					
エピクロヒドリン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2																																																																																																					
試験項目	試験方法																																																																																																					
特殊項目 有機燐化合物	JIS K 0102-4 7.2.1 及び7.2.3 に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあつてはJIS K 0102-4 7.2.1、7.2.2.2 及び7.2.5 又は7.2.1 及び7.2.6に定める方法 (ただし、7.2.6 に定める方法により測定する場合において、7.2.2 のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2 に定める操作とする。)																																																																																																					
アンモニア性窒素	JIS K 0102-2 13.3、13.4、13.5、13.6 又は13.7 (ただし、13.4、13.5 又は13.6 により測定する場合において、蒸留操作を行うときは、13.2.2 又は13.2.4 に規定する方法とする) により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数0.7766 を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法。																																																																																																					
要 クロロホルム	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1																																																																																																					
トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1																																																																																																					
1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1																																																																																																					
p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1																																																																																																					
イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
フェントロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
オキシ銅	環水規第121号付表2																																																																																																					
監視 クロタロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
E P N	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
ジクロロボス	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
フェノブカルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
イプロベンホス	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
クロルニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2																																																																																																					
トルエン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																					
キシレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2																																																																																																					
フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3の第1又は第2																																																																																																					
ニッケル	JIS K 0102-3 18.4、18.5 又は4.5.3 に定める方法 (ただし、測定波長232.0nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、ニッケル標準液を用いて、規格K0102-3 13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリックスモディファイヤーは、硝酸バリジウム (II) 溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。)																																																																																																					

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 新旧対比表

頁	行又は項目	現 行 (R7.4)	改 定	摘 要																								
30	第2編 第2章 第2節 2-2-5 表2-2 環境調査業務 水質調査 分析 水質試験方法	<p style="text-align: center;">表2-2 水質試験方法</p> <table border="1" data-bbox="479 204 1140 491"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要 全マンガン</td> <td>JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法（準備操作はJIS K 0102によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）</td> </tr> <tr> <td>視 ウ ラ ン</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表4の第1、第2</td> </tr> <tr> <td>項 目 ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸</td> <td>令和2年5月28日 環水大発第2005281号、環水大発第2005282号付表1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ・「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第59号 昭和46年12月28日 改正：環境省告示第62号 令和3年10月7日）を示す。 ・「厚生省・建設省令第1号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」（厚生省・建設省令第1号 昭和37年12月17日）を示す。 ・「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（環境庁告示第64号 昭和49年9月30日 改正：環境省告示第47号 平成31年3月20日）を示す。 ・「環水規第121号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（環水規第121号 平成5年4月28日 改正：環水管69号 平成11年3月12日）を示す。 ・「環水企発第040331003号、環水土第040331005号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（環水企発第040331003号、環水土第040331005号 平成16年3月31日）を示す。 ・「環水大発第2005281号、環水大発第2005282号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（環水大発第2005281号、環水大発第2005282号 令和2年5月28日）を示す。</p>	試験項目	試験方法	要 全マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法（準備操作はJIS K 0102によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）	視 ウ ラ ン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表4の第1、第2	項 目 ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	令和2年5月28日 環水大発第2005281号、環水大発第2005282号付表1	<p style="text-align: center;">表2-2 水質試験方法</p> <table border="1" data-bbox="1196 204 1861 730"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要 モリブデン</td> <td>JIS K 0102-3 27.2、27.3 又は4.5.3 に定める方法（ただし、測定波長313.3nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリクスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）</td> </tr> <tr> <td>監 アンチモン</td> <td>JIS K 0102-3 21.2、21.3 又は 21.4 に定める方法</td> </tr> <tr> <td>視 塩化ビニルモノマー</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1</td> </tr> <tr> <td>項 目 エビクロヒドリン</td> <td>平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2</td> </tr> <tr> <td>全マンガン</td> <td>JIS K 0102-3 15.2、15.3、15.4 又は15.5 に定める方法（準備操作はJIS K 0102-3 によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）</td> </tr> <tr> <td>ウ ラ ン</td> <td>JIS K 0102-3 30.2 又は30.3</td> </tr> <tr> <td>ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸</td> <td>令和2年5月28日 環水大発第2005281号、環水大発第2005282号付表1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ・「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」（環境庁告示第59号 昭和46年12月28日 改正：環境省告示第35号 令和7年3月31日）を示す。 ・「厚生省・建設省令第1号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」（厚生省・建設省令第1号 昭和37年12月17日）を示す。 ・「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」（環境庁告示第64号 昭和49年9月30日 改正：環境省告示第36号 令和7年3月31日）を示す。 ・「環水規第121号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」（環水規第121号 平成5年4月28日 改正：環水管69号 平成11年3月12日）を示す。 ・「環水企発第040331003号、環水土第040331005号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（環水企発第040331003号、環水土第040331005号 平成16年3月31日）を示す。 ・「環水大発第2005281号、環水大発第2005282号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」（環水大発第2005281号、環水大発第2005282号 令和2年5月28日）を示す。</p>	試験項目	試験方法	要 モリブデン	JIS K 0102-3 27.2、27.3 又は4.5.3 に定める方法（ただし、測定波長313.3nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリクスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）	監 アンチモン	JIS K 0102-3 21.2、21.3 又は 21.4 に定める方法	視 塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1	項 目 エビクロヒドリン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2	全マンガン	JIS K 0102-3 15.2、15.3、15.4 又は15.5 に定める方法（準備操作はJIS K 0102-3 によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）	ウ ラ ン	JIS K 0102-3 30.2 又は30.3	ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	令和2年5月28日 環水大発第2005281号、環水大発第2005282号付表1	記載の修正
試験項目	試験方法																											
要 全マンガン	JIS K 0102 56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法（準備操作はJIS K 0102によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）																											
視 ウ ラ ン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表4の第1、第2																											
項 目 ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	令和2年5月28日 環水大発第2005281号、環水大発第2005282号付表1																											
試験項目	試験方法																											
要 モリブデン	JIS K 0102-3 27.2、27.3 又は4.5.3 に定める方法（ただし、測定波長313.3nm とする。また、共存物質の影響が考えられる場合には、モリブデン標準液を用いて、13.3.5 の標準添加法にて定量する。なお、マトリクスモディファイヤーは、硝酸パラジウム（Ⅱ）溶液等、十分に検討し適切なものを使用する。）																											
監 アンチモン	JIS K 0102-3 21.2、21.3 又は 21.4 に定める方法																											
視 塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表1																											
項 目 エビクロヒドリン	平成16年3月31日 環水企発第040331003号、環水土第040331005号付表2																											
全マンガン	JIS K 0102-3 15.2、15.3、15.4 又は15.5 に定める方法（準備操作はJIS K 0102-3 によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。）																											
ウ ラ ン	JIS K 0102-3 30.2 又は30.3																											
ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸	令和2年5月28日 環水大発第2005281号、環水大発第2005282号付表1																											
30	第2編 第2章 第2節 2-2-7 環境調査業務 水質調査 協議・報告	記載なし	2-2-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加																								
30	第2編 第2章 第2節 2-2-8 環境調査業務 水質調査 照査	2-2-7 照査	2-2-8 照査	改訂に伴う条項のズレの修正																								

頁	行又は項目	現 行 (R7.4)	改 定	摘 要																																																																																													
31~32	第2編 第2章 環境調査業務 第3節 底質調査 2-3-4 底質調査 表2-3 底質試験方法	<p style="text-align: center;">表2-3 底質試験方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶 出 試 験</th> <th colspan="2">含 有 量 試 験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルキル水銀化合物</td> <td>環告第59号付表3及び環告第64号付表3</td> <td>汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ</td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.14.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水銀又はその化合物</td> <td>環告第59号付表2</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.14.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カドミウム又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 55 (準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試 験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	アルキル水銀化合物	環告第59号付表3及び環告第64号付表3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	底質調査方法Ⅱ.5.14.2		水銀又はその化合物	環告第59号付表2		底質調査方法Ⅱ.5.14.1		カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55 (準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.1		<p style="text-align: center;">表2-3 底質試験方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶 出 試 験</th> <th colspan="2">含 有 量 試 験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルキル水銀化合物</td> <td>環告第59号付表3及び環告第64号付表1</td> <td>汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ</td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.14.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水銀又はその化合物</td> <td>環告第59号付表2</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.14.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カドミウム又はその化合物</td> <td>JIS K 0102-3 14 に定める方法 (JIS K0102-3 14の準備操作で参照することとしている4.2.4.5に定める方法を除く。14.2に定める方法にあっては、4.2.4.2又は4.2.4.3に定める操作を行うものとする。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉛又はその化合物</td> <td>JIS K 0102-3 13 に定める方法 (JIS K 0102-3 13の準備操作で参照することとしている4.2.4.5に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機燐化合物</td> <td>JIS K 0102-4 7.2 に定める方法 (JIS K 0102-4 7.2.4 に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>環告第13号 別表1 又は添加回収試験において回収率が80%以上120%以下であるときに限りJIS K 0102-3 24.3 に定める方法 (24.3.2 及び24.3.7に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.12.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひ素又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 61 (ただし、JIS K 0102 61の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>JIS K 0102 38ただし38.1.1は除く</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.4.11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P C B</td> <td>環告第59号付表4又はJIS K 0093</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機塩素化合物</td> <td></td> <td></td> <td>環告第14号別表1で作成した検液をJIS K 0102 35.3で測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銅又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 52 (準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 53 (準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試 験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	アルキル水銀化合物	環告第59号付表3及び環告第64号付表1	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	底質調査方法Ⅱ.5.14.2		水銀又はその化合物	環告第59号付表2		底質調査方法Ⅱ.5.14.1		カドミウム又はその化合物	JIS K 0102-3 14 に定める方法 (JIS K0102-3 14の準備操作で参照することとしている4.2.4.5に定める方法を除く。14.2に定める方法にあっては、4.2.4.2又は4.2.4.3に定める操作を行うものとする。)		底質調査方法Ⅱ.5.1		鉛又はその化合物	JIS K 0102-3 13 に定める方法 (JIS K 0102-3 13の準備操作で参照することとしている4.2.4.5に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.2		有機燐化合物	JIS K 0102-4 7.2 に定める方法 (JIS K 0102-4 7.2.4 に定める方法を除く。)				六価クロム化合物	環告第13号 別表1 又は添加回収試験において回収率が80%以上120%以下であるときに限りJIS K 0102-3 24.3 に定める方法 (24.3.2 及び24.3.7に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.12.3		ひ素又はその化合物	JIS K 0102 61 (ただし、JIS K 0102 61の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)		底質調査方法Ⅱ.5.9		シアン化合物	JIS K 0102 38ただし38.1.1は除く		底質調査方法Ⅱ.4.11		P C B	環告第59号付表4又はJIS K 0093		底質調査方法Ⅱ.6.4		有機塩素化合物			環告第14号別表1で作成した検液をJIS K 0102 35.3で測定		銅又はその化合物	JIS K 0102 52 (準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.3		亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 53 (準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.4		<p>環境省告示の改正に伴う修正</p>
		試験項目		溶 出 試 験		含 有 量 試 験																																																																																											
試験方法	摘要		試験方法	摘要																																																																																													
アルキル水銀化合物	環告第59号付表3及び環告第64号付表3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	底質調査方法Ⅱ.5.14.2																																																																																														
水銀又はその化合物	環告第59号付表2		底質調査方法Ⅱ.5.14.1																																																																																														
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 55 (準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.1																																																																																														
試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試 験																																																																																														
	試験方法	摘要	試験方法	摘要																																																																																													
アルキル水銀化合物	環告第59号付表3及び環告第64号付表1	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	底質調査方法Ⅱ.5.14.2																																																																																														
水銀又はその化合物	環告第59号付表2		底質調査方法Ⅱ.5.14.1																																																																																														
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102-3 14 に定める方法 (JIS K0102-3 14の準備操作で参照することとしている4.2.4.5に定める方法を除く。14.2に定める方法にあっては、4.2.4.2又は4.2.4.3に定める操作を行うものとする。)		底質調査方法Ⅱ.5.1																																																																																														
鉛又はその化合物	JIS K 0102-3 13 に定める方法 (JIS K 0102-3 13の準備操作で参照することとしている4.2.4.5に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.2																																																																																														
有機燐化合物	JIS K 0102-4 7.2 に定める方法 (JIS K 0102-4 7.2.4 に定める方法を除く。)																																																																																																
六価クロム化合物	環告第13号 別表1 又は添加回収試験において回収率が80%以上120%以下であるときに限りJIS K 0102-3 24.3 に定める方法 (24.3.2 及び24.3.7に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.12.3																																																																																														
ひ素又はその化合物	JIS K 0102 61 (ただし、JIS K 0102 61の操作に定める予備還元の際のよう化カリウム溶液及びアスコルビン酸溶液の添加量については、十分な量を加えるものとする。)		底質調査方法Ⅱ.5.9																																																																																														
シアン化合物	JIS K 0102 38ただし38.1.1は除く		底質調査方法Ⅱ.4.11																																																																																														
P C B	環告第59号付表4又はJIS K 0093		底質調査方法Ⅱ.6.4																																																																																														
有機塩素化合物			環告第14号別表1で作成した検液をJIS K 0102 35.3で測定																																																																																														
銅又はその化合物	JIS K 0102 52 (準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.3																																																																																														
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 53 (準備操作で参照することとしているJIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.4																																																																																														

頁	行又は項目	現 行 (R7.4)	改 定	摘 要																																																																																																																																															
33	第2編 第2章 第3節 2-3-4 表2-3 環境調査業務 底質調査 底質調査 底質試験方法	<p style="text-align: center;">表2-3 底質試験方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶 出 試 験</th> <th colspan="2">含 有 量 試 験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふっ化物</td> <td>JIS K 0102 34 (34.4のうちFIA法を用いる場合には、34.1の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.4.12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベリリウム又は化合物</td> <td>環告第13号別表7</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クロム又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 65.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニッケル又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 59 (準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バナジウム又はその化合物</td> <td>JIS K 0102 70</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.16</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試 験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	ふっ化物	JIS K 0102 34 (34.4のうちFIA法を用いる場合には、34.1の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。)		底質調査方法Ⅱ.4.12		トリクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1		テトラクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1		ベリリウム又は化合物	環告第13号別表7		底質調査方法Ⅱ.5.15		クロム又はその化合物	JIS K 0102 65.1		底質調査方法Ⅱ.5.12		ニッケル又はその化合物	JIS K 0102 59 (準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.7		バナジウム又はその化合物	JIS K 0102 70		底質調査方法Ⅱ.5.16		ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		四塩化炭素	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1		1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		1,1,1-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		<p style="text-align: center;">表2-3 底質試験方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶 出 試 験</th> <th colspan="2">含 有 量 試 験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有機塩素化合物</td> <td></td> <td></td> <td>環告第14号別表1で作成した検液をJIS K 0102-2 6.3 で測定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>銅又はその化合物</td> <td>JIS K 0102-3 11 に定める方法 (準備操作のうち JIS K 0102-3 4.2.4.5に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>亜鉛又はその化合物</td> <td>JIS K 0102-3 12 に定める方法 (JIS K 0102-3 12の準備操作で参照することとしている JIS K 0102-3 4.2.4.5に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ふっ化物</td> <td>JIS K 0102-2 5 に定める方法 (JIS K 0102-2 5.4のうちFIA法を用いる場合には、JIS K 0102-2 5.2の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.4.12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベリリウム又は化合物</td> <td>環告第13号別表7又はJIS K 0102-3 31</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.15</td> <td></td> </tr> <tr> <td>クロム又はその化合物</td> <td>JIS K 0102-3 24.2</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニッケル又はその化合物</td> <td>JIS K 0102-3 18 に定める方法 (JIS K 0102-3 18の準備操作で参照することとしている JIS K 0102-3 4.2.4.5に定める方法を除く。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>バナジウム又はその化合物</td> <td>JIS K 0102-3 29</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.16</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試 験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	有機塩素化合物			環告第14号別表1で作成した検液をJIS K 0102-2 6.3 で測定		銅又はその化合物	JIS K 0102-3 11 に定める方法 (準備操作のうち JIS K 0102-3 4.2.4.5に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.3		亜鉛又はその化合物	JIS K 0102-3 12 に定める方法 (JIS K 0102-3 12の準備操作で参照することとしている JIS K 0102-3 4.2.4.5に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.4		ふっ化物	JIS K 0102-2 5 に定める方法 (JIS K 0102-2 5.4のうちFIA法を用いる場合には、JIS K 0102-2 5.2の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。)		底質調査方法Ⅱ.4.12		トリクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1		テトラクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1		ベリリウム又は化合物	環告第13号別表7又はJIS K 0102-3 31		底質調査方法Ⅱ.5.15		クロム又はその化合物	JIS K 0102-3 24.2		底質調査方法Ⅱ.5.12		ニッケル又はその化合物	JIS K 0102-3 18 に定める方法 (JIS K 0102-3 18の準備操作で参照することとしている JIS K 0102-3 4.2.4.5に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.7		バナジウム又はその化合物	JIS K 0102-3 29		底質調査方法Ⅱ.5.16		ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		四塩化炭素	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1		<p>環境省告示の改正に伴う修正</p>
		試験項目		溶 出 試 験		含 有 量 試 験																																																																																																																																													
試験方法	摘要		試験方法	摘要																																																																																																																																															
ふっ化物	JIS K 0102 34 (34.4のうちFIA法を用いる場合には、34.1の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。)		底質調査方法Ⅱ.4.12																																																																																																																																																
トリクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																
テトラクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																
ベリリウム又は化合物	環告第13号別表7		底質調査方法Ⅱ.5.15																																																																																																																																																
クロム又はその化合物	JIS K 0102 65.1		底質調査方法Ⅱ.5.12																																																																																																																																																
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102 59 (準備操作で参照することとしている JIS K 0102 52.2の備考6に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.7																																																																																																																																																
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102 70		底質調査方法Ⅱ.5.16																																																																																																																																																
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																
四塩化炭素	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																
1,1,1-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																
試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試 験																																																																																																																																																
	試験方法	摘要	試験方法	摘要																																																																																																																																															
有機塩素化合物			環告第14号別表1で作成した検液をJIS K 0102-2 6.3 で測定																																																																																																																																																
銅又はその化合物	JIS K 0102-3 11 に定める方法 (準備操作のうち JIS K 0102-3 4.2.4.5に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.3																																																																																																																																																
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102-3 12 に定める方法 (JIS K 0102-3 12の準備操作で参照することとしている JIS K 0102-3 4.2.4.5に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.4																																																																																																																																																
ふっ化物	JIS K 0102-2 5 に定める方法 (JIS K 0102-2 5.4のうちFIA法を用いる場合には、JIS K 0102-2 5.2の試験操作のうち蒸留して得た留出液を0.1モル毎リットル塩酸で中和すること。)		底質調査方法Ⅱ.4.12																																																																																																																																																
トリクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																
テトラクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																
ベリリウム又は化合物	環告第13号別表7又はJIS K 0102-3 31		底質調査方法Ⅱ.5.15																																																																																																																																																
クロム又はその化合物	JIS K 0102-3 24.2		底質調査方法Ⅱ.5.12																																																																																																																																																
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102-3 18 に定める方法 (JIS K 0102-3 18の準備操作で参照することとしている JIS K 0102-3 4.2.4.5に定める方法を除く。)		底質調査方法Ⅱ.5.7																																																																																																																																																
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102-3 29		底質調査方法Ⅱ.5.16																																																																																																																																																
ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																
四塩化炭素	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																

頁	行又は項目	現 行 (R7.4)	改 定	摘 要																																																																																																																																																																																		
34	第2編 第2章 環境調査業務 第3節 底質調査 2-3-4 底質調査 表2-3 底質試験方法	<p style="text-align: center;">表2-3 底質試験方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶 出 試 験</th> <th colspan="2">含 有 量 試 験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2,5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> <td>JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>環告第59号付表5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シマジン</td> <td>環告第59号付表6</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.2.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td>環告第59号付表6</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.2.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.2</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>セレン</td> <td>JIS K 0102 67</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,4-ジオキサソ</td> <td>環告第59号付表8 (ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>環告第14号第四 JIS K 0312</td> <td></td> <td>環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (令和4年3月改訂 環境省水・大気環境局 水環境課))</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泥温</td> <td></td> <td></td> <td>JIS K 0102 7に準ずる方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泥色</td> <td></td> <td></td> <td>新版標準土色帳による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.4.4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量 (CODsed)</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.4.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>過マンガン酸カリウムによる酸素消費量</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>硫化物 (T-S)</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.4.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>強熱減量 (I-L)</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.4.2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試 験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	1,1,2-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2,5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		チウラム	環告第59号付表5				シマジン	環告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1		チオベンカルブ	環告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1		ベンゼン	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.2		底質調査方法Ⅱ.6.1		セレン	JIS K 0102 67		底質調査方法Ⅱ.5.10		1,4-ジオキサソ	環告第59号付表8 (ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)		底質調査方法Ⅱ.6.12		ダイオキシン類	環告第14号第四 JIS K 0312		環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (令和4年3月改訂 環境省水・大気環境局 水環境課))		泥温			JIS K 0102 7に準ずる方法		泥色			新版標準土色帳による		水素イオン濃度 (pH)			底質調査方法Ⅱ.4.4		化学的酸素要求量 (CODsed)			底質調査方法Ⅱ.4.7		過マンガン酸カリウムによる酸素消費量					硫化物 (T-S)			底質調査方法Ⅱ.4.6		強熱減量 (I-L)			底質調査方法Ⅱ.4.2		<p style="text-align: center;">表2-3 底質試験方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶 出 試 験</th> <th colspan="2">含 有 量 試 験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,2-ジクロロエタン</td> <td>JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シス-1,2-ジクロロエチレン</td> <td>JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1,1-トリクロロエタン</td> <td>環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2,5.4.1又は5.5</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,1,2-トリクロロエタン</td> <td>環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2,5.4.1又は5.5</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,3-ジクロロプロペン</td> <td>JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.1</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>環告第59号付表5</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シマジン</td> <td>環告第59号付表6</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.2.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td>環告第59号付表6</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.2.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.2</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>セレン</td> <td>JIS K 0102-3 26</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.5.10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,4-ジオキサソ</td> <td>環告第59号付表7 (ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)</td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.6.12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>環告第14号第四 JIS K 0312</td> <td></td> <td>環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (令和4年3月改訂 環境省水・大気環境局 水環境課))</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泥温</td> <td></td> <td></td> <td>JIS K 0102-1 6に準ずる方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>泥色</td> <td></td> <td></td> <td>新版標準土色帳による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法Ⅱ.4.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試 験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		1,1,1-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2,5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1		1,1,2-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2,5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1		1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1		チウラム	環告第59号付表5				シマジン	環告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1		チオベンカルブ	環告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1		ベンゼン	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.2		底質調査方法Ⅱ.6.1		セレン	JIS K 0102-3 26		底質調査方法Ⅱ.5.10		1,4-ジオキサソ	環告第59号付表7 (ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)		底質調査方法Ⅱ.6.12		ダイオキシン類	環告第14号第四 JIS K 0312		環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (令和4年3月改訂 環境省水・大気環境局 水環境課))		泥温			JIS K 0102-1 6に準ずる方法		泥色			新版標準土色帳による		水素イオン濃度 (pH)			底質調査方法Ⅱ.4.4		<p>環境省告示の改正に伴う修正</p>
		試験項目		溶 出 試 験		含 有 量 試 験																																																																																																																																																																																
試験方法	摘要		試験方法	摘要																																																																																																																																																																																		
1,1,2-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2,5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																																			
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																																			
チウラム	環告第59号付表5																																																																																																																																																																																					
シマジン	環告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1																																																																																																																																																																																			
チオベンカルブ	環告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1																																																																																																																																																																																			
ベンゼン	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.2		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																																			
セレン	JIS K 0102 67		底質調査方法Ⅱ.5.10																																																																																																																																																																																			
1,4-ジオキサソ	環告第59号付表8 (ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)		底質調査方法Ⅱ.6.12																																																																																																																																																																																			
ダイオキシン類	環告第14号第四 JIS K 0312		環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (令和4年3月改訂 環境省水・大気環境局 水環境課))																																																																																																																																																																																			
泥温			JIS K 0102 7に準ずる方法																																																																																																																																																																																			
泥色			新版標準土色帳による																																																																																																																																																																																			
水素イオン濃度 (pH)			底質調査方法Ⅱ.4.4																																																																																																																																																																																			
化学的酸素要求量 (CODsed)			底質調査方法Ⅱ.4.7																																																																																																																																																																																			
過マンガン酸カリウムによる酸素消費量																																																																																																																																																																																						
硫化物 (T-S)			底質調査方法Ⅱ.4.6																																																																																																																																																																																			
強熱減量 (I-L)			底質調査方法Ⅱ.4.2																																																																																																																																																																																			
試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試 験																																																																																																																																																																																			
	試験方法	摘要	試験方法	摘要																																																																																																																																																																																		
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																																			
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																																			
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																																			
1,1,1-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2,5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																																			
1,1,2-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2,5.4.1又は5.5		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																																			
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.1		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																																			
チウラム	環告第59号付表5																																																																																																																																																																																					
シマジン	環告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1																																																																																																																																																																																			
チオベンカルブ	環告第59号付表6		底質調査方法Ⅱ.6.2.1																																																																																																																																																																																			
ベンゼン	JIS K 0125 5.1,5.2,5.3.2又は5.4.2		底質調査方法Ⅱ.6.1																																																																																																																																																																																			
セレン	JIS K 0102-3 26		底質調査方法Ⅱ.5.10																																																																																																																																																																																			
1,4-ジオキサソ	環告第59号付表7 (ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を20ml以上200ml未満の範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型のODSカラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)		底質調査方法Ⅱ.6.12																																																																																																																																																																																			
ダイオキシン類	環告第14号第四 JIS K 0312		環告第68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (令和4年3月改訂 環境省水・大気環境局 水環境課))																																																																																																																																																																																			
泥温			JIS K 0102-1 6に準ずる方法																																																																																																																																																																																			
泥色			新版標準土色帳による																																																																																																																																																																																			
水素イオン濃度 (pH)			底質調査方法Ⅱ.4.4																																																																																																																																																																																			

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 新旧対比表

頁	行又は項目	現 行 (R7.4)	改 定	摘 要																																																					
35	第2編 第2章 環境調査業務 第3節 底質調査 2-3-4 底質調査 表2-3 底質試験方法	<p style="text-align: center;">表2-3 底質試験方法</p> <table border="1" data-bbox="488 228 1137 316"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶 出 試 験</th> <th colspan="2">含 有 量 試 験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密度(比重)</td> <td></td> <td></td> <td>JIS A 1202</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粒度組成</td> <td></td> <td></td> <td>JIS A 1204</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ・「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号昭和46年12月28日 改正:環境省告示第62号 令和3年10月7日)を示す。 ・「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号 昭和49年9月30日 改正:環境省告示第47号 平成31年3月20日)を示す。 ・「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水大発第120725002号 平成24年8月8日)を示す。 ・「環告第14号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第14号 昭和48年2月17日 改正:環境省告示第56号 令和2年6月4日号外)を示す。 ・「環告第13号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第13号昭和48年2月17日 改正:環境省告示第35号 令和2年3月30日)を示す。 ・「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(環境庁告示第68号 平成11年12月27日 改正:環境省告示第89号 令和4年11月25日号外)を示す。</p>	試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試 験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	密度(比重)			JIS A 1202		粒度組成			JIS A 1204		<p style="text-align: center;">表2-3 底質試験方法</p> <table border="1" data-bbox="1209 217 1868 485"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶 出 試 験</th> <th colspan="2">含 有 量 試 験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> <th>試験方法</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化学的酸素要求量(CODsed) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法II.4.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硫化物 (T-S)</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法II.4.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>強熱減量 (I-L)</td> <td></td> <td></td> <td>底質調査方法II.4.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>密度(比重)</td> <td></td> <td></td> <td>JIS A 1202</td> <td></td> </tr> <tr> <td>粒度組成</td> <td></td> <td></td> <td>JIS A 1204</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ・「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号昭和46年12月28日 改正:環境省告示第35号 令和7年3月31日)を示す。 ・「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号 昭和49年9月30日 改正:環境省告示第36号 令和7年3月31日)を示す。 ・「底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水大発第120725002号 平成24年8月8日)を示す。 ・「環告第14号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第14号 昭和48年2月17日 改正:環境省告示第64号 令和7年7月28日号外)を示す。 ・「環告第13号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第13号昭和48年2月17日 改正:環境省告示第63号 令和7年7月28日)を示す。 ・「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(環境庁告示第68号 平成11年12月27日 改正:環境省告示第89号 令和4年11月25日号外)を示す。</p>	試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試 験		試験方法	摘要	試験方法	摘要	化学的酸素要求量(CODsed) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法II.4.7		硫化物 (T-S)			底質調査方法II.4.6		強熱減量 (I-L)			底質調査方法II.4.2		密度(比重)			JIS A 1202		粒度組成			JIS A 1204		環境省告示の改正に伴う修正
試験項目	溶 出 試 験			含 有 量 試 験																																																					
	試験方法	摘要	試験方法	摘要																																																					
密度(比重)			JIS A 1202																																																						
粒度組成			JIS A 1204																																																						
試験項目	溶 出 試 験		含 有 量 試 験																																																						
	試験方法	摘要	試験方法	摘要																																																					
化学的酸素要求量(CODsed) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法II.4.7																																																						
硫化物 (T-S)			底質調査方法II.4.6																																																						
強熱減量 (I-L)			底質調査方法II.4.2																																																						
密度(比重)			JIS A 1202																																																						
粒度組成			JIS A 1204																																																						
35	第2編 第2章 環境調査業務 第3節 底質調査 2-3-7 協議・報告	記載なし	2-3-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加																																																					
35	第2編 第2章 環境調査業務 第3節 底質調査 2-3-8 照査	2-3-7 照査	2-3-8 照査	改訂に伴う条項のズレの修正																																																					

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 新旧対比表

頁	行又は項目	現 行 (R7.4)	改 定	摘 要
36	第2編 第2章 環境調査業務 第4節 騒音調査 2-4-7 協議・報告	受注者は、特記仕様書の定めのある場合、監督職員と協議又は報告しなければならない。	協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の修正
37	第2編 第2章 環境調査業務 第5節 振動調査 2-5-7 協議・報告	協議・報告は、第2編 2- 4- 7 協議・報告を適用する。	協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の修正
39	第2編 第2章 環境調査業務 第6節 悪臭調査 2-6-4 悪臭調査 表2-6 悪臭物質排水成分濃度測定方法	注)・「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示9号 昭和47年5月30日 改正：環境省告示8号 令和2年1月23日)を示す。 ・「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示63号 平成7年9月13日 改正：環境省告示79号 平成28年8月19日)を示す。	注)・「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示9号 昭和47年5月30日 改正：環境省告示45号 令和7年3月31日)を示す。 ・「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示63号 平成7年9月13日 改正：環境省告示46号 令和7年3月31日)を示す。	記載の修正
39	第2編 第2章 環境調査業務 第6節 悪臭調査 2-6-7 協議・報告	協議・報告は、第2編 2- 4- 7 協議・報告を適用する。	協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の修正
41	第2編 第3章 環境生物調査業務 第1節 ブランクトン調査 3-1-7 協議・報告	記載なし	3-1-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
41	第2編 第3章 環境生物調査業務 第1節 ブランクトン調査 3-1-8 照査	3-1-7 照査	3-1-8 照査	改訂に伴う条項のズレの修正
41	第2編 第3章 環境生物調査業務 第2節 卵・稚仔調査 3-2-7 協議・報告	記載なし	3-2-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
41	第2編 第3章 環境生物調査業務 第2節 卵・稚仔調査 3-2-8 照査	3-2-7 照査 照査は、第2編3-1-7 照査を適用する。	3-2-8 照査 照査は、第2編3-1-8 照査を適用する。	改訂に伴う条項のズレの修正
42	第2編 第3章 環境生物調査業務 第3節 底生生物調査 3-3-7 協議・報告	記載なし	3-3-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 新旧対比表

頁	行又は項目	現 行 (R7.4)	改 定	摘 要
42	第2編 第3章 環境生物調査業務 第3節 底生生物調査 3-3-8 照査	3-3-7 照査 照査は、第2編3-1-7 照査を適用する。	3-3-8 照査 照査は、第2編3-1-8 照査を適用する。	改訂に伴う条項のズレの修正
43	第2編 第3章 環境生物調査業務 第4節 付着生物調査 3-4-7 協議・報告	記載なし	3-4-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
43	第2編 第3章 環境生物調査業務 第4節 付着生物調査 3-4-8 照査	3-4-7 照査 照査は、第2編3-1-7 照査を適用する。	3-4-8 照査 照査は、第2編3-1-8 照査を適用する。	改訂に伴う条項のズレの修正
44	第2編 第3章 環境生物調査業務 第5節 藻場調査 3-5-7 協議・報告	記載なし	3-5-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
44	第2編 第3章 環境生物調査業務 第5節 藻場調査 3-5-8 照査	3-5-7 照査 照査は、第2編3-1-7 照査を適用する。	3-5-8 照査 照査は、第2編3-1-8 照査を適用する。	改訂に伴う条項のズレの修正
44	第2編 第3章 環境生物調査業務 第6節 魚介類調査 3-6-7 協議・報告	記載なし	3-6-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
44	第2編 第3章 環境生物調査業務 第6節 魚介類調査 3-6-8 照査	3-6-7 照査は、第2編3-1-7 照査を適用する。	3-6-8 照査は、第2編3-1-8 照査を適用する。	改訂に伴う条項のズレの修正
45	第2編 第4章 気象・海象調査業務 第1節 気象調査 4-1-6 協議・報告	記載なし	4-1-6 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
45	第2編 第4章 気象・海象調査業務 第1節 気象調査 4-1-7 照査	4-1-6 照査	4-1-7 照査	改訂に伴う条項のズレの修正

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 新旧対比表

頁	行又は項目	現 行 (R7.4)	改 定	摘 要
46	第2編 第4章 気象・海象調査業務 第2節 波浪調査 4-2-6 協議・報告	記載なし	4-2-6 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
46	第2編 第4章 気象・海象調査業務 第2節 波浪調査 4-2-7 照査	4-2-6 照査	4-2-7 照査	改訂に伴う条項のズレの修正
47	第2編 第4章 気象・海象調査業務 第3節 潮位調査 4-3-6 協議・報告	記載なし	4-3-6 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
47	第2編 第4章 気象・海象調査業務 第3節 潮位調査 4-3-7 照査	4-2-6 照査	4-3-7 照査	改訂に伴う条項のズレの修正
49	第2編 第5章 磁気探査業務 第1節 磁気探査 5-1-7 協議・報告	記載なし	5-1-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
49	第2編 第5章 磁気探査業務 第1節 磁気探査 5-1-8 照査	5-1-7 照査	5-1-8 照査	改訂に伴う条項のズレの修正
51	第2編 第6章 潜水探査業務 第1節 潜水探査 6-1-6 協議・報告	記載なし	6-1-6 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
52	第2編 第7章 水理模型実験業務 第1節 水理模型実験 7-1-6 協議・報告	協議・報告は、第2編 2- 4- 7 協議・報告を適用する。	協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の修正
59	第3編 第1章 土質調査業務 第1節 土質調査 1-1-13 協議・報告	記載なし	1-1-13 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 新旧対比表

頁	行又は項目	現 行 (R7.4)	改 定	摘 要
59	第3編 第1章 土質調査業務 第1節 土質調査 1-1-14 照査	1-1-13 照査	1-1-14 照査	改訂に伴う条項のズレの修正
60	第3編 第1章 土質調査業務 第2節 音波調査 1-2-7 協議・報告	記載なし	1-2-7 協議・報告 協議・報告は、第2編 1-1-7協議・報告を適用する。	記載の追加
60	第3編 第1章 土質調査業務 第2節 音波調査 1-2-8 照査	1-2-7 照査	1-2-8 照査	改訂に伴う条項のズレの修正
63	第4編 第1章 設計業務 第1節 基本設計 1-1-8 協議・報告	協議・報告は、第2編 2- 4- 7 協議・報告を適用する。	協議・報告は、第2編1-1-7 協議・報告を適用する。	記載の修正
65	第4編 第1章 設計業務 第2節 細部設計 1-2-9 協議・報告	協議・報告は、第2編 2- 4- 7 協議・報告を適用する。	協議・報告は、第2編1-1-7 協議・報告を適用する。	記載の修正
66	第4編 第1章 設計業務 第3節 実施設計 1-3-6 協議・報告	協議・報告は、2編 2- 4- 7 協議・報告を適用する。	協議・報告は、第2編1-1-7 協議・報告を適用する。	記載の修正